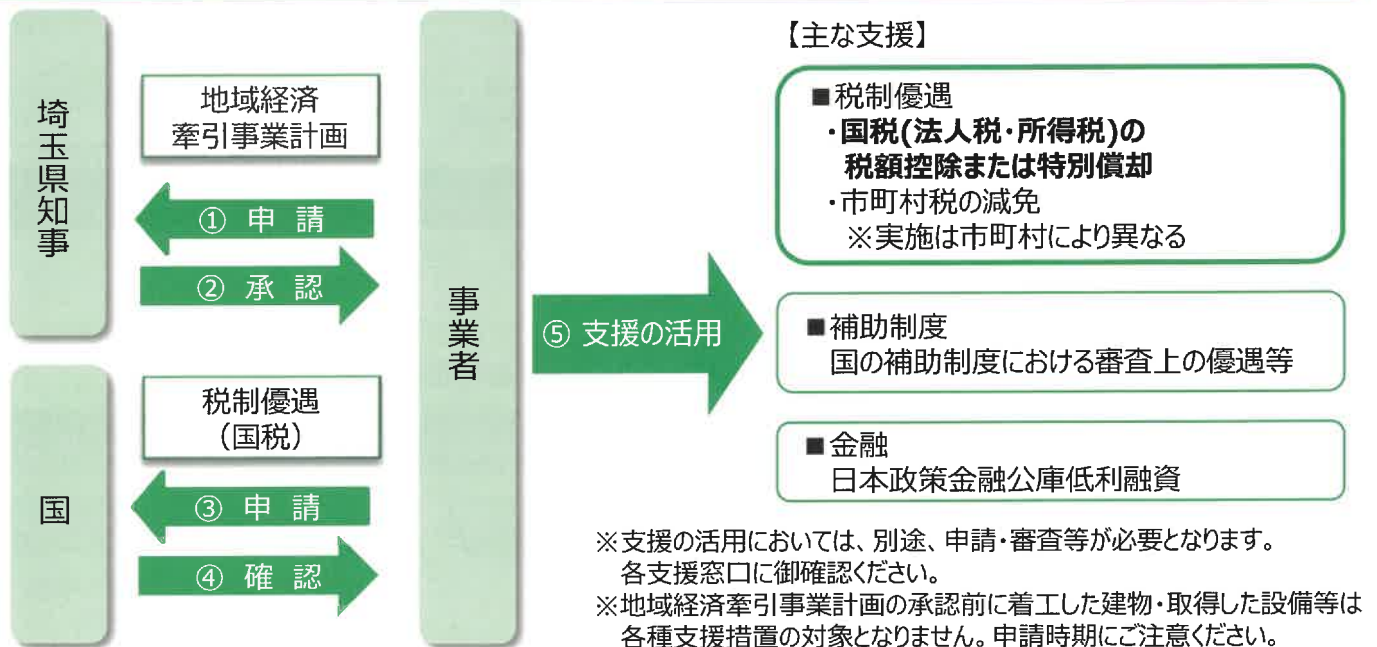




地域未来投資促進法^{*}に基づく 支援のご案内

^{*}地域の特性を生かし高い経済波及効果を及ぼす「地域経済牽引事業」を支援するため、政策資源を集中投資するもの。

地域未来投資促進法の活用フロー



設備投資に対する税制優遇（課税の特例）

県知事の承認後、国の確認を得ることで事業に必要な**設備投資**に対し、税制優遇が受けられます。

【対象資産の取得期限：令和7年3月31日】

対象設備	特別償却	税額控除
機械装置・器具備品	40%	4%
上乗せ要件を満たす場合	50%	5%
建物・附属設備・構築物	20%	2%

建物等は着工日の前日までに県知事承認が必要になります。
機械装置・器具備品については、取得前までに県知事及び国の承認を受ける必要があります。
※取得日の扱いについては税務署の判断となります。
※上乗せ要件については、経済産業省HPをご確認ください。

【要件】

- ①労働生産性の伸び率が4%以上
又は投資収益率が5%以上
- ②設備投資額が2,000万円以上
- ③設備投資額が前年度減価償却費の20%以上
- ④対象事業の売上高伸び率がゼロを上回り、かつ、過去5年度の対象事業に係る市場規模の伸び率より5%以上高いこと
- ⑤【これまでに埼玉県知事の承認及び国の確認を受けている場合】
当計画が終了しており、その労働生産性の伸び率が4%以上、かつ、投資収益率5%以上
※経産省は令和6年度税制改正により年度途中での要件変更・追加等を予定しております。

埼玉県の基本計画（令和6～10年度）

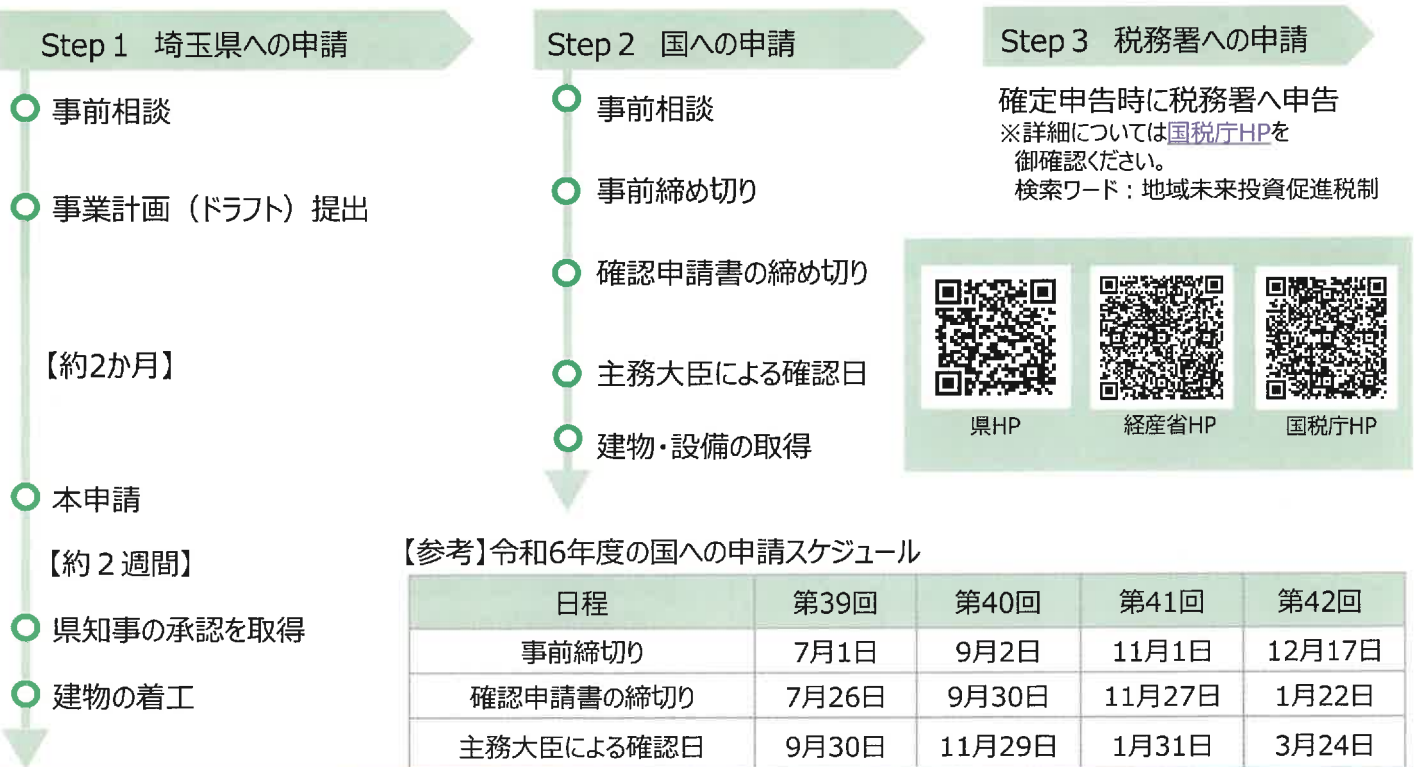
	第2期埼玉県基本計画	第2期埼玉県鶴ヶ島ジャンクション 周辺地域基本計画	第2期埼玉県熊谷市基本計画
分野	<ul style="list-style-type: none"> ○成長ものづくり（製造業） ○流通関連 ○デジタル ○カーボンニュートラル、 サーキュラーエコノミー関連 ○観光 	<ul style="list-style-type: none"> ○ロボット産業 ○成長ものづくり（製造業） 	<ul style="list-style-type: none"> ○スポーツ・観光・まちづくり ○医療・ヘルスケア関連 ○農林水産・地域商社 ○デジタル
対象地域	県全域	川越市、飯能市、東松山市、 狭山市、入間市、坂戸市、 鶴ヶ島市、日高市、毛呂山町、 越生町、川島町、吉見町、鳩山町	熊谷市

地域経済牽引事業計画の承認要件

- ①事業計画の内容が基本計画の分野に該当し、地域の特性を活用すること
- ②高い付加価値を創出すること（付加価値創出額：5,468万円以上）
- ③いずれかの経済的効果が見込まれること
取引額5.6%増加、売上げ5.6%増加、雇用者数4.4%増加、雇用者給与等支給額1.2%増加

スケジュール

※こちらは一般的なスケジュールになります。個別に御相談ください。



第2期埼玉県基本計画
第2期埼玉県鶴ヶ島ジャンクション周辺地域基本計画

埼玉県産業労働部 企業立地課 立地支援担当
☎ 048-830-3800
✉ a3900-01@pref.saitama.lg.jp

第2期埼玉県熊谷市基本計画

熊谷市産業振興部 企業活動支援課 企業活動支援係
☎ 048-524-1470
✉ kigyokatsudo@city.kumagaya.lg.jp